

広島県営繕工事における週休2日適用工事実施要領

1 目的

本要領は、営繕工事における週休2日の取組において、労務費の補正等を実施するために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 週休2日適用工事の対象期間においては、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 週休2日交替制適用工事の対象期間においては、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 休日

週休2日交替制適用工事において、各技術者・技能労働者が1日を通して現場作業に従事していない状態をいう。

(6) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合

(7) 休日率

対象期間内の技術者・技能労働者の休日日数の割合

(8) 4週8休以上

現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場休息の日数に現場閉所の日数を含むものとし、休日率の算定においては、休日の日数に現場閉所及び現場休息の日数を含むものとする。また、降雨、降雪等による予定外の閉所（休息）日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

3 発注方式

発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式とする。

4 対象工事

(1) 週休2日適用工事

原則として、発注者指定型で実施する。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を、「週休2日交替制適用工事（発注者指定型）」で実施する。

5 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、週休2日交替制適用工事においては、対象期間において現場に従事したすべての技術者・技能労働者の休日率の平均（小数第2位を四捨五入）に応じた補正係数により補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8日/28日）以上） 1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満） 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満） 1.01

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないものについては、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更す

る。

6 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日適用工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

建築工事成績評定基準において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、建築工事成績評定基準に基づく成績評定において、点数を減ずる措置を行うものとする(当初設計金額が5千万円以上の工事に限る。)

(5) 元請下請の取引の適正化

週休2日適用工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることをのさないよう、疑わしい事案が発生した場合は、所管部署に対して対象工事の情報を提供する等の連携を密に行うものとする。

8 その他

(1) 本要領において週休2日交替制適用工事を適用する際は、用語の定義(1)~(7)を除き、「現場閉所(現場休息)」は「休日」と読み替える。

(2) 週休2日又は週休2日交替制を理由とする工期延長は認めない。

附則

本実施要領は、令和4年4月1日以降に公告する営繕工事から適用する。

本実施要領は、令和5年6月1日以降に公告する営繕工事から適用する。

本実施要領は、令和6年4月1日以降に指名・公告する営繕工事から適用する。

本実施要領は、令和6年6月1日以降に指名・公告する営繕工事から適用する。